

議院内閣制における 不信任決議権の意義

——比較法的考察——

村 田 孝 雄

目 次

- (1) は し が き
- (2) ド イ ツ
- (3) フ ラ ン ス
- (4) む す び

1. は し が き

議院内閣制の本質として最大の確実性を以て挙げうる点は、行政府が立法府にたいして政治的責任を負うこと、すなわち政府が議会の信任を在職の要件とすることである。¹⁾ この趣旨よりすれば、政府は、ひとたび議会の信任を失えば、当然その地位より退かねばならない。かかる立場より議会には、政府にたいする責任追求の手段として不信任決議権が与えられている。この議会の有する政府不信任決議権こそ議院内閣制の中心的原则に他ならない。

さて、一般に理論的、抽象的には、不信任決議は政府および議会間の争いを取り除く最も重要な手段の一つであり、すでにのべた如く議院内閣制の趣旨より当然に派生する重要な法制度であり、議会の政府に対する権能である。この法制度は諸国家の歴史的発展の過程において成立したものであるから、相互に共通の原則を保持しながらも、それぞれ固有の様相を呈し特色を示していることはいうまでもない。

そもそも、イギリスの如く二大政党制の場合、日本の如く二大政党制でなくても議会において過半数を制する大政党の存在する場合には、行政府

はきわめて強力であって政局はまったく安定し、そのため不信任決議権にはなんらの制限も加えられていない。またその必要もない。けだしこの場合には、政府は議会の大多数を制する単独政党を基盤として構成せられ、その結果として行政府と立法府とはいわば一心同体の関係にあるから、議会の政府にたいする不信任決議の成立する余地は皆無であり、そのため不信任決議は、その反作用として政府の議会に対する信任の度合を測定する単なる形式的、機械的な技術ないし手続に転化するからである。かくしてこの政情のもとでは、一言にしてつくせば不信任決議権の法制的、政治的意義はまったく無にひとしくなるであろう。

しかしながら、小党分立せる多党制のドイツ、フランスにおいては、議会の過半数を占める連立政権の樹立すらなかなか困難であり、勢い少数派内閣に依存する傾向が生じて来る。それゆえ、行政府はきわめて弱体となり政局はまったく不安定となる危険性がある。しかしてこの場合においては、不信任決議権の意義はまことに大きく、それは議会の政府にたいする最大の権力となり、ともすれば倒閣の武器として濫用されやすい。

このような事情よりして、同じく小党分立の情勢の下にあるドイツ、フランスにおいては、行政府の弱体化に基づく政局の不安定にたいする一救済策として、議会の有する政府不信任決議権に大幅の制約が加えられ、それによって立法府の権利の濫用を防ぎ行政府を強化し、ひいては政局の安定化をはからんとする手段が講ぜられるに至っている。

かかる全般的情勢の下に本稿においては、多年にわたり小党分立の弊害になやまされて来たドイツ、フランスの国情を概観しつつ、それを背景として、議院内閣制のもとにおいて、それぞれ、ワイマール共和国より西ドイツ共和国、フランス第四共和国より第五共和国に至る不信任決議権の変遷のあとをたどりながら、理論と実際の両方面より不信任決議権の意義に関し比較法的考察を進めることにしたい。

- 1) 宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」 比較法雑誌、第1巻、第1号、P. 102。議院内閣制の要素としてこの他に「行政府と立法府とが一応分立している」点を指摘される。

豊田悦夫「議院内閣制の本質的性格」 法学論叢，第61巻，第3号，P. 79。
 豊田氏はこの他に議院内閣制の特色としてつぎの点を挙げている。

通常大臣は議会の議員たること。

政府には議会の解散権が認められること。

議会にたいする政府の責任は連帯的たること。

2. ド イ ツ

すでにのべた如くドイツにおいては，1919年ワイマール憲法の制定により共和国の成立するとともに議院内閣制はその本格的段階に入った。その議院内閣制はワイマール憲法第54条において明文を以てつぎの如く規定せられている。

「国宰相および国务大臣がその職に在るには，国議会の信任あることを要する。国議会が明示の決議によって不信任を表したるときは，宰相又は国务大臣は，その職を去らなければならない。」

ここにおいては不信任決議権にはなんらの制限も加えられていない。この条文によれば，不信任決議は国宰相あるいは大臣または数人ないしすべての大臣にたいして行いうるのもであって，¹⁾ それは内閣の議会にたいする政治責任の連帯性を特別に規定したものではない。このように行政府の立法府に対する政治責任のみならず，議会の不信任決議によって内閣がその職を退くべき旨を明白に定めた憲法としては，ワイマール憲法が最初の立法である。²⁾

さてここに明文を以て規定せられた議院内閣制の下においては，小党分立の多党制の弊害が生じ政府の交替がひんばんに行なわれ，行政府は弱体化し政局の不安定になやまされたのであった。

ちなみに，ワイマール憲法下において選挙に当選し議会に代表を送った政党の数を年代順に列举すれば，つぎの如くである。³⁾

	(選挙年)	(政党数)
国民会議 (Nationalversammlung)	1919	8
国議会 (Reichstag)	1920	10
	1924	

	第 1 回	1 2
	第 2 回	1 2
1 9 2 8		1 5
1 9 3 0		1 7
1 9 3 2		
	第 1 回	1 5
	第 2 回	1 4
1 9 3 3		1 2

さらに選挙戦に参加した政党の数を列举すれば、つぎの如くなる。⁴⁾

	(選挙年)	(政党数)
国民会議 (Nationalversammlung)	1 9 1 9	1 9
国 議 会 (Reichstag)	1 9 2 0	2 4
	1 9 2 4	
	第 1 回	2 7
	第 2 回	2 4
	1 9 2 8	3 5
	1 9 3 0	2 7

さらに、ワイマール時代 (1919—1933) の 14 年間においては 21 の内閣が交替してすべて連立内閣であった。ひとつの政党で過半数を制する例が 1 回もなかったからである。その上、21 の連立内閣のうち 8 内閣のみが多数派内閣であり、残りの 13 が少数派内閣であった。⁵⁾

なお、かくの如くワイマール憲法下においては小党分立し、左右両翼にますます急進化する政党の下にあって議会の過半数を占める連立政権の樹立もいよいよ困難となり、その結果として政局は極度に不安定となり弱体内閣が出現し、議会は議院内閣制の基盤としての自信と能力を失い、ついに議院内閣制はその機能が麻痺するに至った。ワイマール憲法下において国会議員でない宰相が 4 名も見られたこともその一例証であろう。その 4 名を列举すればつぎの如くである。Wilhelm Cuno, Hans Luther, Franz von Papen, Kurt von Schleicher である。⁶⁾

このような事態を救済するためには、国政全般にわたり大統領の大幅な関与を期待する以外にすべがなかった。かくして、大統領政治が議会政治にとって代ることとなったのである。このことは、大統領による解散権や緊急権の濫用、大統領内閣 (Präsidentalkabinett) の出現 (Brüning 内閣以後) などにかがわれる。

第三次 Müller 内閣の後に登場したのは Brüning 内閣であった。しかしこの内閣の成立はそれ以前の内閣の場合とはまったく性質を異にしていた。これまで内閣はともかく議会の諸政党の連合関係によってつくられて来た。しかし第三次 Müller 内閣の後には、いかなる意味においても政府を形成し得る連合が存在しなかったのである。⁷⁾

すなわち、社会民主党、中央党、民主党、ドイツ民族国民党、バイエルン人民党の大連合の上に成立していた第三次 Müller 内閣は、失業保険費の引上げをめぐる社会民主党とドイツ民族国民党との対立から大連合がくずれ、⁸⁾ 1930年3月27日に辞職したが、そののち従来の慣例にしたがい政党の連合にもとづく後継内閣を樹立することはまことに困難な状態にあったのである。けだし、第一党の社会民主党はみずから政権を放棄し、第二党のドイツ民族国民党は極右的な大実業家 Alfred Hugenberg の指導のもとで公然とワイマール共和国の打倒を唱え、第四党の共産党はもとよりワイマール共和国を「ブルジョア共和国」と称してその維持になんの関心も持たない⁹⁾ とすれば、他の諸党がいかに連合しても国会の多数を制することは出来ないのみならず、ある程度安定せる少数派さえ成立し得ず、このような状態のもとで国会はみずからの力で政府を形づくる能力をまったく喪失したからである。

それにもかかわらず、財政改革、農業保護、東部救済のような重要かつ緊急の政策決定が要請されていたため、¹⁰⁾ 組閣を長引かすことは許されなかった。事ここに至れば大統領が積極的役割を果す以外に残された途はない。このようにして、議会で多数派をつくり得る可能性はなく、また中道諸政党の支持する少数派内閣もその安定性が危ぶまれたので、大統領はやむなく中央党の院内党首 Brüning にたいし、「政党連合に拘束されること

なく」政府をつくることを命じた。

このような事情により、この大統領内閣の出現によって、ワイマール議会体制は実質的には1930年3月27日第三次 Müller 内閣の退陣とともに終りをつげたといわれる。¹¹⁾ しかもこの大統領内閣はまた闘争政府¹²⁾ (Kampfbregierung, Konfliktregierung) と呼ばれ、その成立と存続がはたして憲法上ゆるされるや否やに関し、すなわちその合憲性をめぐってこの問題が現実となる以前より広く学界で論議の的となっている。

思うに、このような憲法上の重大な論議はワイマール憲法の定める統治体制そのものの折衷的、妥協的性格に由来するものである。けだしワイマール憲法は、一方において、宰相の任免権およびその申出に基づき大臣を任免する権限を大統領に与えるとともに(第53条)、他方において、宰相と大臣は議会の信任を必要とし、したがって当然その不信任決議によって辞職しなければならないとしていたがために(第54条)、組閣にさいし憲法は、大統領のイニシャティヴと議会の拘束というある程度まで相互に矛盾する二つの要素を無媒介に併存せしめていたからである。¹³⁾

- 1) Anschütz ; die Verfassung des Deutschen Reichs, 1926, S. 190.
- 2) 豊田悦夫, 前掲書, P. 86, 87.
- 3) E. R. Huber ; Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. III. 1963. S. 872.
- 4) Kaisenberg ; Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90, 1931, S. 458.
- 5) Glum ; Das parlamentarische Regierungssystem in Deutschland, Grossbritannien und Frankreich, 1950, S. 244.
- 6) Eyck ; Geschichte der Weimarer Verfassung の最後の閣僚名簿による。
- 7) 林健太郎, ワイマール共和国—ヒトラーを出現させたもの— (中公新書) P. 154。
- 8) 阿部照哉, 「ワイマール憲法の崩壊過程」法学論叢, 第78巻, 第3, 4号, P. 57。
- 9) 林健太郎, 前掲書, P. 154。
- 10) 阿部照哉, 前掲書, P. 57。
- 11) Glum ; a, a, O., S. 232.
- 12) E. Wolgast ; Die Kampfbregierung, 1929, S. 4.
- 13) Friedrich K. Fromme ; Von der Weimarer Verfassung zum Bonner Grundgesetz, 1960, S. 58.

さて Brüning 内閣は、大統領内閣であるにもかかわらず中道諸政党の支持と社会民主党の寛容（Tolerierung）にささえられていたため、議会を基盤とする政権を維持することにある程度成功した。それゆえ、それは第一次、第二次合せて2年余におよぶワイマール共和制下では最長の命脈を保つことが出来たのである。Brüning 内閣は完全な意味での闘争政府ではなく、また議会内の諸党派から完全に超越した大統領内閣でもなく、「議会によって寛容された大統領内閣」¹⁾とか「合法的独裁者」²⁾（*legaler Diktator*）といわれるゆえんである。

Brüning は議会在混乱に陥ったときには、大統領の権威を高めることが国家の安定をもたらすゆえんであると信じていた。これはワイマール憲法の起草者 Hugo Preuss, 社会学者 Max Weber たちの考えとも相通するものであるが、そのためには、何よりもまず大統領が民主主義を守る固い決意の持主であることが先決問題であった。ところが Brüning がほとんど盲目的な尊敬の念をよせていた Hindenburg 大統領は、不都合にもこの頃には忠実に守るべき「憲法への誓い」を忘れ、急速に側近に動かされて右翼的な行動に出るようになっていた。³⁾

この憂慮すべき傾向は間もなく現実のものとなった。1932年春の大統領選挙において、Brüning は自己の後援者なるのみならず、ワイマール体制の守護者と信じた Hindenburg 大統領の再選に全力をそそぎ、それが成功することによって Brüning 内閣の基礎も安定したかに思われ、その後ナチス、ドイツ民族国民党、共産党の共同提出にかかる政府不信任決議案も否定された。それにもかかわらず、Hindenburg 大統領が側近の言に動かされてその政府に対する信任を撤回したため、Brüning は罷免せられその内閣は退陣することを余儀なくされたのであった。かかる現象は議会主義統治様式との完全な決裂を意味するが、⁴⁾ これは大統領内閣の歩むべき当然の帰結でもあろう。

さて Brüning の猛運動により、この選挙において共和派ならぬ帝制派の老軍人 Hindenburg が期待どおりヒトラーを抑えて大統領に再選し、ワイマール共和国の唯一の救い主として民主主義の救済を託されたことは、

奇妙なめぐり合せであるのみならず悲劇的事実そのものであり、しかもその結果はすぐ現われたのである。

さてワイマール共和国の末期に独自の足跡を残した Brüning という人物の評価は困難である。彼の2年余にわたる首相としての活動が、困難な社会情勢のなかにあつて共和国を維持するためのものであつたことはたしかであり、ことにその大部分を占めるナチスとの闘争において彼の示した勇氣は並々ならぬものであつた。その努力の真摯さを疑うことはできない。しかしその目的のためにとつた彼の手段はそのまま共和国の基礎をほり崩す性質のものであつた。⁵⁾ その上、Hindenburg の再選に他の何人よりも大きな努力を払つた彼が、すでに述べたように、その後大統領からははなはだしい忘恩の行為をもつて酬いられたことは、かかる混乱の世相にありがちな傾向とはいふものの、同情すべき運命の皮肉でもあつた。

なお最後に、議会在會議を開いた日数は1930年の94日、1931年の41日に対し1932年はわずか13日であり、5件の法律案⁶⁾を成立せしめたにすぎないという歴史的事実は、この大統領内閣のもとにおいては、大統領の緊急権の発動自体が議会の立法にとって代りすでに Brüning 内閣の時代に権威国家への道が開かれていた⁷⁾ ことにたいする好個の例証であらう。

1) Glum ; a. a. O. , S. 237.

2) T. Eschenburg ; Institutionelle Sorgen in der Bundesrepublik, 1961, S. 44.

3) 林健太郎, 前掲書, P. 158, 159。

4) Glum ; a. a. O. , S. 241.

5) 林健太郎, 前掲書, P. 179。

6) Fritz Poetzsch-Heffter ; a. a. O. , S. 101.

7) O. Meissner ; Staatssekretär, 3Aufl. , S. 210.

Brüning 内閣の後には、Schleicher の提案により1932年6月1日 Hindenburg 大統領は Papen を宰相に任命した。Papen 内閣の成立が新聞に報ぜられたとき、良識あるドイツ人はだれしも己が目を疑つたことであらう。¹⁾ 宰相 Papen の名が一般にまったく未知であつたばかりでなく、宰相以下10人の閣僚のうち7人までが貴族をもつて占められ、政党人はドイ

ツ民族国民党に属するものがわずかしかなかったのである。宰相の Papen さえも Brüning 追放の責任を問われて中央党より除名され、そのときすでに無党籍となっていたのである。世上、この Papen 内閣がいささか皮肉まじりに男爵内閣（Baron-Kabinett）と呼ばれたのは十分に理由のあることであった。この内閣は議会との接触なしにまったく権威主義的に任命され、議会による寛容すら期待できない状態であった。言葉の真の意味における大統領内閣が成立したというべきである。

さて Papen 内閣のもとにおける注目すべき事件として、9月12日の議会解散²⁾と内閣不信任決議との衝突あるいは手続上の競合の問題があった。当日、召集された議会を解散するため、Papen は彼の「反議会主義の路線における最大の武器」³⁾であった解散命令を携えて議場に入ったが、国議会議長 Göring は Papen の発言要求を無視して、共産党議員の提出せる内閣不信任案ならびに9月4日および5日の緊急命令の廃止要求決議案の表決を強行し、これらを512対42の圧倒的多数を以て可決せしめたのである。その後、議長は Papen が机上に投げつけて行った解散命令を読み上げ、同時に、この解散命令はすでに不信任決議がなされた宰相と大臣により副署されているから無効だと附言したのである。Papen は、議長がワイマール憲法第33条⁴⁾に違反し、議場において宰相の発言を認めなかったことを非難し、解散命令はそれが議長の机におかれたときにその効力を発しており、それゆえに以後の議事手続は違憲にして表決は無効なる旨、即日議長に通告した。

以上の事件において解散および不信任決議の相対立し相背反する権限の行使をめぐる、そのいずれを優先せしむべきかに関して、法制上あるいは学問上より賛否両論が行なわれそのとどまるところを知らなかった。この論争の当否はさておくとしても、新たな議会の最初の召集にさき立って解散命令が準備されていたのはドイツ議会史上最初の変則的な事例であり、また議会在積極的立法と政権担当の能力と準備と決意を有せずして、いたずらに否定と破壊の言動のみに終始したのはまさに「憲法の本質」に反するともいえるのである。⁵⁾ いずれにしてもこれが議会政治の末期的症状で

あることには間違いないが、とにかく大統領および宰相が議会側の法的判断にしたがうことなく、大統領の緊急命令は廃止されることなく、内閣も辞職の意思を表明しなかったのは是非もないことであった。

- 1) 林健太郎, 前掲書, P. 182, 183.
- 2) Fritz Poetzsch-Heffter ; a. a. O., S. 68ff. Ernst R. Huber ; Die Rechtsfragen der Reichstagsauflösung v. 12. Sept. 1932, S. 1186ff.
- 3) Karl D. Bracher ; Die Auflösung der Weimarer Republik, 3Auffl., 1960, S. 628.
- 4) ワイマール憲法, 第 33 条, 3 項
「政府の代表者は, 会議中, 何時でも発言を求めることを得る。国政府の代表者は, 議事日程外においても, 発言を求めることを得る。」—大石義雄編, 「世界各国の憲法典」(京都大学憲法研究会)—による。
- 5) K. Revermann ; Die stufenweise Durchbrechung des Verfassungssystems der Weimarer Republik in den Jahren 1930 bis 1933, 1959, S. 68.

なおここで、ワイマール共和国の全期間を通じてその国家の存立を内部よりおびやかすものとして、ライヒ（国または連邦）とラント（州または支分国）の関係をめぐる対立、分権主義者と統一主義者の間の絶えざる相剋、闘争を挙げなければならない。とくにライヒおよびその面積、人口ともにライヒ全体の 5 分の 3 を占めるラントであるプロイセンとの対立はついに政治的段階にまで発展し、1932 年夏いよいよその破局をむかえる¹⁾に至った。

プロイセンではライヒの場合と異なり、長期にわたりワイマール連合（社会民主党、中央党、民主党よりなる連立内閣）が政権を維持していた。すなわちプロイセンにおいては、社会民主党の Otto Braun が 1920 年以来わずかの中断期間を除き引き続いて首相の地位にあり、1924 年より中央政府ではすでに姿を消したワイマール連合内閣を維持して来た。このようにして、プロイセンでは常に中央政府よりも民主主義維持の努力が払われて来たのであるが、プロイセンのライヒ内に占める地位の重要性よりしても、中央政府の大統領をとりまく右翼政治家にとってプロイセンはまさに獅子身中の虫ともいべきものであった。かかる情勢のもとでは、Papen の中央政府がひそかにプロイセン征伐の機をうかがっていたのは怪しむに

足らない。

ところで、1932年4月24日プロイセンのラント議会の選挙においてはナチスと共産党がいちじるしく進出し、与党の社会民主党は少数派に転落した。²⁾ ライヒの中央政府においてすでに1920年の選挙の結果あらわれていた政治勢力の左右両翼へのいちじるしい分極化現象が、10余年の歳月を隔ててついにプロイセンにも波及したのである。この分極化は議会政治にとっても最も危険な国民的傾向に他ならない。

この選挙の結果 Braun のひきいるプロイセン政府は不信任決議により辞職するが、その後議会は内閣を選出することが出来なかった。すなわち、その綱領、政治目的、世界観の相違よりしてナチスと共産党による新しい連立政権の樹立は不可能であったので、プロイセン憲法の命ずるところにより、Braun 政府が引き続き暫定的な事務内閣としてその職務を執行する³⁾ 他なかった。

さてナチスと共産党は Braun 内閣がその地位を明け渡すことを要求し、また一方 Papen はナチス、ドイツ民族国民党、中央党からなる多数派内閣の工作をするが不成功に終わった。そこで突如として7月20日、「プロイセンにおける公共の安全と秩序の回復に関する大統領令」(Verordnung des Reichspräsidenten, betreffend die Wiederherstellung der öffentlichen Sicherheit und Ordnung im Gebiet des Landes Preussen) が発布された。これは憲法第48条1項および2項に基づく緊急命令であり、その内容は、ライヒ宰相をプロイセンのライヒ統監 (Reichskommissar) に任じ、これにプロイセンの首相および閣僚を罷免する権限を与え、それに代って自らまたは他の者をしてその職務を行なわせることを授権するものである。Papenはこの緊急令に基づき即日首相 Braun と内相 Severing を罷免した。このような一種の「クーデター」を敢行した理由として、ライヒ中央政府は、プロイセン政府が議会の多数派の支持を失ったこと、共産党の過激な行動にたいし強力な取締りを怠った⁴⁾ 責任を負うべきことを公表した。

Severing はこの処置を不当なりとして服従を拒否したが、すでにベル

リンには非常事態が宣せられプロイセンの官庁も軍隊に占領されたとあっては、事態の成行に抗すべくもなかったのである。このようにして、ライヒとプロイセンの二元主義 (Dualismus) が解消されると同時に、ドイツにおける社会民主党と民主主義の最大の、そして最後の牙城は一挙にして潰え去ったのである。⁵⁾

1) 阿部照哉, 前掲書, P. 65。

2) 林健太郎, 前掲書, P. 185。

このプロイセンのラント議会選挙においては、ナチスは従来わずか9であった議席を一挙に162にするという大躍進をとげ、共産党は48より57に増加し、そのかわり社会民主党は137より94に減少した。中央党には大きな変動はなかったが、他の諸党はいずれも激減を見せた。

3) プロイセンのほか、同様の事情からバイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、ヘッセン、ハンブルクにも事務内閣が出現し、ザクセンでは2年8カ月にわたり存続した。

Fritz Poetzsch-Heffter, a. a. O., S. 39.

4) 阿部照哉, 前掲書, P. 66。

5) 林健太郎, 前掲書, P. 186。

さて Papen はその後援者 Schleicher ともついに反目するに至り、1932年11月17日宰相の地位より退いた。その後12月2日、それに代って Schleicher が Papen のときと同様の権威的な方法で宰相に任命せられ、ワイマール共和国最後の大統領内閣がここに発足したのである。

しかしながら、間もなくドイツ民族国民党をふくむ全議会政党が結束して政府に対抗するに至った。かかる絶体絶命の境地に追い込まれた Schleicher は、1933年1月中旬ついに最後の切札として、大統領にたいし、議会を解散して国家と経済の安定が回復するまで選挙を延期し、またナチスと共産党を反国家的団体として禁止し、その抵抗に対してはワイマール憲法第48条に基づく軍事的措置によってこれを鎮圧するプランを示した。¹⁾これはすでに数週間前 Papen が提案し Schleicher 自身の反対によって実現しなかった「クーデター」のプランを今度は Schleicher みずからが実行しようとしたのである。これは明らかに憲法違反であり、別の観点よりすれば超憲法的国家緊急権 (ausserverfassungsmässiges Staats-

notrecht) の発動を意味する。けだしこの非常手段は、憲法第48条の独裁者にも許されていないような国家機構と基本権への重大な侵害をふくんでいる²⁾からである。ところが、さきには Papen の憲法違反には賛成した Hindenburg 大統領も今度は Schleicher の違憲手段にたいしては断乎たる反対を示した。そしてこれによって Schleicher の政治的命脈も完全に尽きたのである。

他方、1月のはじめより国家主義諸政党の間において Papen を中心として政権奪取の交渉が行われており、それは大統領の Schleicher に対する信任の撤回にまで発展した。1月31日の本会議早々に予想された不信任決議の機先を制せんとして要求した議会解散命令が大統領の拒否するところとなり、ついに1月28日 Schleicher 内閣は総辞職したのである。

1) O. Meissner ; a. a. O., S. 253f

2) 阿部照哉, 前掲書, P. 69。

このようにして Hindenburg 大統領の心はすでにまったく Schleicher を離れたが、この大統領のヒトラーにたいする反感は依然として変わっていなかった。¹⁾しかしながら、Papen はその暗躍と巧妙なる策動によってこの老大統領を変心せしめた。思うに、これにはヒトラー自身のなかば強迫的な要求もあずかって力のあったことは想像に難くない。²⁾かくして1933年1月30日、Hindenburg 大統領は不承不承ヒトラーを宰相に任命し新内閣を成立せしめた。これはいうまでもなく右翼協力内閣である。それは、その後の発展が示すようにドイツ憲法史における決定的な転回点であり、この歴史的瞬間において、実質上ワイマール憲法下の国家活動は終りをつげた³⁾ともいえるのである。けだし、それまでに公にされていたヒトラーその他のナチ指導者の演説、著作などから、彼らの究極の政治目的がワイマール議会主義、政党連合国家の全面的排除すなわちワイマール共和国の打倒と権威的中央集権国家の樹立にあったことは明白だった⁴⁾からである。

さて、ヒトラーの宰相任命が合法か違法か、合憲か違憲かに関しては、法的側面よりする論議の分れるところである。しかしながら、ただワイマール憲法が西欧の伝統的な自由、民主主義の原理にしたがい、自由で民主

的な国家体制の最善の保障は市民の良識であり、反国家的政党は自由な言論と選挙によりおのずから淘汰されるという楽天的な見地に立ち、国民に政党結成の完全な自由を保障し、そのために国家秩序に対する破壊的攻撃もある程度まで甘受せざるをえなかったのであるならば、⁵⁾ヒトラーの権力掌握も憲法の構造自体に由来するところがあったことになる。とりわけ、ワイマール憲法の担い手たるべき社会民主党の面々は、ナチスというまったく新しい右翼政党の持つ徹底した悪魔的性格に気づいていなかった。「ナチスのような無道なものが永続するはずはない。何となればそれはあまりにも不合理なものであるから……。」それはいわば18世紀の啓蒙主義の理性信仰を受けついだ楽天主義でもあった。しかし現代大衆社会の政治運動においていかに非合理的要素が大きな役割を演ずるか、それは眼前に展開された事実であったが、その教訓を学ぶ心の用意は彼らには全然存在しなかったのである。⁶⁾

国家社会主義者（ナチス）による「合法的な政権掌握」の経験は、民主制をくつがえす目的のためにのみ民主的諸権利を利用しようとする者に民主的諸権利を行使する権能をみとめてはならない⁷⁾ことを我々に教えてくれた。そして、このことは、個人についてだけでなく、集団、政党についてもやはりあてはまる。ボン基本法は自滅的な自由主義思想を適度に押えることによって、この教訓から結論をひき出している。⁸⁾すなわち、このような事態にたいする反省としてボン基本法第21条⁹⁾が生まれたことはあまりにも著名な事実である。

① 林健太郎，前掲書，P. 197。

② 林健太郎，前掲書，P. 198。

③ Fritz Poetzsch—Heffter ; a. a. O. , S. 174. H. Finer ; The Theory and Practice of Modern Government, 4 ed. , 1961, P. 658f.

④ Fritz Poetzsch—Heffter ; a. a. O. , S. 4. H. Schorn ; Die Gesetzgebung des Nationalsozialismus als Mittel der Machtpolitik, 1963, S. 23f.

⑤ Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts, Band 5, S. 135f.

⑥ 林健太郎，前掲書，P. 188。

⑦⑧ ラードブルフ著作集，第3巻，法学入門（碧海純一訳）——東京大学出版

会—— P. 80, 81.

⑨ ボン基本法, 第 21 条。

(2) 政党で, その目的または党員の行為が自由な民主的基本秩序を侵害もしくは除去し, または, ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは, 違憲である。違憲の問題については, 連邦憲法裁判所がこれを決定する。——宮沢俊義編, 『世界憲法集』(岩波文庫) による——

これを要するに, ワイマール憲法は 1933 年 1 月 20 日のヒトラーの権力の掌握によって一挙に倒壊したのではなく, ドイツは 1930 年以來, 議会主義の排除と権威政治の導入という独裁政治への準備期に入っていたのである。

さて, ここでヒトラーの権力掌握の後半カ年の間に遂行されたナチスのいわゆる「国民革命」について述べることは本稿の範囲外に属するであろう。幸いにして, 多数の専門家による研究の成果に期待するものである。

ただ最後に特筆大書すべきことは, 不信任決議の問題である。すでにのべたように, 徹頭徹尾小党分立による政局不安定の政情に苦しみ抜いたワイマール共和国の議院内閣制においては, 議会による政府不信任決議がしばしば行なわれ, そのこと自体がその政情の不安定化をますます促進し, 議会政治, 民主主義の没落に大きな役割を演じたのである。この間の事情に関しては, 1930 年 10 月 14 日に召集された新議会において突撃隊の制服を着用せるナチス党員が, ただ議会を運行不能に陥れる目的を以て内閣不信任決議案をつぎつぎに濫発し, ことごとく議事妨害をはかり議場であらゆる罵声を放って傍若無人の振舞に出た,¹⁾あの極端な事例を想起するだけでも思い半ばにすぎるであろう。

思うに, 「ワイマール共和国」(1919—1933) という名前は, 要するに第一次世界大戦後からナチスが政権をとるまでのドイツの歴史である。²⁾またより大局的に見れば, 悲劇的終末をとげたドイツデモクラシーの序章でもあろう。

① 林健太郎, 前掲書, P. 163, 164。

② 林健太郎, 前掲書, 「まえがき」

さて、第二次世界大戦の敗北の結果西ドイツ共和国の成立に際して、ワイマール憲法下の政治情勢にたいする深刻な反省はボン基本法の制定に決定的な影響力をおよぼした。

思うにワイマール憲法の制定に際しては、第一次世界大戦の末期によりやく闘いとした議院内閣制（正確にはアメリカ型の大統領制と議院内閣制の混合型態）を採用しようとするに異議はなかったのに反し、ボン基本法制定にあたっては、ワイマール憲法下における数々の失敗にかんがみて、議院内閣制を採用することの是非が大いに問題とされたのは当然の成行であった。

かかる情勢の下に、ボン基本法制定に際してアメリカ型の大統領制の採用も提案されたが、ついにその実現を見るに至らなかった。けだし、アメリカ大統領制においては、大統領および国会議員は任期全体におよびその地位が保障されているから、大統領の所属する政党と国会において多数を占める政党とが一致しない場合には、両者の円満な協力関係が期待できず、国の政治が停滞麻痺するおそれをも内在せしめているからである。この点はすでに Bagehot の指摘する如くである。

これに反して議院内閣制にあっては、立法府と行政府が対立した場合に、不信任決議によって内閣をとりかえ、あるいは解散によって国会議員を改選して両者の一体関係を保持することが出来る。

しかし反面、アメリカ型の大統領制は行政府が安定するという長所をもつが、議院内閣制においては小党分立の政党事情の場合には、安定した内閣が生まれにくいという短所がある。

このようにして、この両制度は一長一短にして相互に補完的な関係にあり容易にその雌雄を決することは出来ないが、当時の西ドイツにおいては、アメリカの大統領制を、アメリカとドイツの国情の差異を無視して輸入しても、成功裡に運用されることに十分な成算をもつことが出来ないといういろいろな反対意見が強く主張せられ、結局議院内閣制に代る案は葬られたのである。¹⁾ 実際、議院内閣制を棄てて政府に一定の任期を保障する制度を採用しても、政府は議会の協力なしに法律や予算を成立せしめる

ことができない以上、議会の多数の支持を得ることの少なかったワイマール憲法時代の如き政党の状態の下では、事態の改善は図られないという見解が大勢を支配していたのである。

ところでいずれにしても結局のところ議院内閣制を採用するに決した以上、すでにのべたような事情のもとに、法制度上それにたいして数々の改善または修正が加えられなければならないのは理の当然であった。しかし一言にしてつくせば、ボン基本法においては、大統領の権限を極度に縮小してほとんど名目的なものとするにより、すでにのべたようなワイマール憲法の折衷的、妥協的、二元的性格を払拭し、議会と内閣の均衡の上に立つ議院内閣制の趣旨が徹底せしめられたというべきである。

さてかかる観点よりして、ワイマール時代においてこのような行政府の弱体化ひいては政局の不安定になやまされたことにたいする反省にもとづき、ボン基本法制定に際しては、政府の地位を強化し国家活動の安定性と継続性を確保するために、特別の措置が講ぜられたのである。このような見地より、議会の政府にたいする対抗策たる不信任決議権に大幅の制約を加え、いわゆる建設的不信任投票（konstruktives Missvertrauensvotum）の制度が採用せられるに至った。すなわち、その制度はボン基本法第 67 条 1 項につきの如く規定せられている。

「連邦議会は、その議員の過半数をもって連邦宰相の後任を選挙し、かつ、大統領に連邦宰相を罷免すべきことを要求することによってのみ、連邦宰相にたいする不信任を表明することができる。連邦大統領は、この要求にしたがい、選挙された者を任命しなければならない。」

さてここに規定せられた建設的不信任投票制度とは、要するに議会在が宰相にたいして不信任を表明するには、かならずその前提条件としてその議員の過半数を以て後任の宰相を選挙すべきことを定めたものであって、これにたいしてこのような厳重な条件のついていない不信任投票制度を破壊的不信任投票（destruktives Missvertrauensvotum）制度というのである。

なおここにワイマール時代をかえりみるならば、この建設的不信任投票

の制度が採用せられた有力な動機としては、とくにつぎの事実を挙げる事が出来る。

第三次 Marx 内閣（1926年5月18日——1927年2月10日）は主としてドイツ民族国民党（*Deutschnationale Volkspartei*）と社会民主党（*Sozialdemokratische Partei*）より共同で提出された不信任決議が249票対171票で成立した結果退陣した。不信任決議はライヒ国防軍（*Reichwehr*）にたいする攻撃を内容とするものであり、したがってそれは、国防軍の根幹をなすプロイセンの土地貴族ユンカーの利益代表をもって任じ、かつ保守主義を標榜するドイツ民族国民党の伝統と感情をはなはだしく傷つけるものであったが、ドイツ民族国民党は決議の動機の如何を問わず、表面的、機械的、形式的に社会民主党に同調した。

このようにしてドイツ民族国民党と社会民主党は、不信任決議に賛成した実際の理由も異なり、またそれぞれの政党の主義、綱領、政治目的もほとんど正反対であったところよりしても、とうてい共同でつぎの政権を担当することは不可能でありまたその意思もなかったのである。²⁾このような反対のための反対、責任なき批判は立法府と行政府間の融和しがたい対立闘争を招き、議会政治の発達をおくらせその無能力化をきたす以外の何物でもない。かくしては C. Schmitt のいう³⁾ 如く議会は破壊的多数派の演技と示威の場と化してしまふであらう。

このような弊害を除去し議会政党に政治責任を要求し政府の地位の安定を図ろうとしたボン基本法は、その重要な方策の一環としてかかる異質的多数派による不信任決議の効力を認めず、不信任決議に賛成する多数派が同時に新しい宰相を選んだ場合、すなわちつぎの政権を担当する準備をととのえ議会主義政党としての責任と決意を示した場合にかぎり、不信任決議の効力を認めているのである。かかる観点より議会の不信任決議権に制約を加え、すでにのべたようにいわゆる建設的不信任投票制度を採用したのである。

しかし、ワイマール憲法下において、不信任決議によって倒れた政府は極めて少ないのであって、たいてい政党の提携が内部から崩壊して政府の

退場を招いた場合が多かったのである。⁴⁾したがってかかる建設的不信任投票制度を採用しても、これが政局の安定にどれほど役立つかがボン基本法制定の際に非常に争われたのである。

しかしながら、ワイマール憲法下において不信任決議によって倒れた政府の数の少ないことを以て、この建設的不信任投票制度の政局安定化への効力を過小評価せんとするが如きは皮相の見解といわざるを得ない。

その理由は簡単明瞭である。なるほど、この建設的不信任投票制度を採用するに至った直接の有力な動機としては、不信任決議の成立による第三次 Marx 内閣の退陣という、きわめて類稀な事例が数えられるにすぎない。しかしながらワイマール憲法下において、ナチスをはじめ諸政党がしばしば不信任決議権を濫用して政局を極度に混乱せしめ、議会体制破壊の一大原動力となったのは争えない事実であり、かかる弊害を将来に向って未然に防止し政情安定化に資することこそ、この建設的不信任投票制度のより広汎な効用と考えられるからである。さらにより原理的にいえば、不信任決議権もそれと対立する解散権と同様に、その事実上の行使よりも行使の可能性の方がその意義が大きいというべきだからである。

かかる見地よりすれば、ボン基本法制定議会が幾多の紆余曲折を経ながらも、窮極においてこの建設的不信任投票制度を採用するに決したことは、きわめて妥当かつ必要有益なる措置であった。

ところで以上の如く、ボン基本法においては不信任決議権に制約が付されているのであるが、異質的多数派による不信任決議は権限の濫用といえるにしても、同質的多数派による不信任決議しか認めないということは、それだけ政府の議会にたいする依存度を弱めたものであり、この点に関するかぎり、Giese⁵⁾とともに、ボン基本法においては議院内閣制の性格がそれだけ弱体化せしめられているということができよう。

なお、不信任決議権はさらにつきの点においても別の角度より制限を受けていることを付記しなければならない。すなわち、すでにのべたようにワイマール憲法にあっては、不信任決議は宰相にたいしても宰相以外の大員にたいしても認められたが（ワイマール憲法第 54 条）、ボン基本法にお

いては、不信任決議は宰相にたいしてしか認められない（ボン基本法第67条）。ボン基本法においては宰相の職の終了は、その他のすべての大臣の職の終了を伴うから（ボン基本法第69条2項）不信任決議による宰相の退陣は政府全体の退場を意味する。すなわちワイマール憲法の下では、議会は個々の大臣をも退陣せしめることが出来たのに、ボン基本法の下では政府を一体としてのみしか退却せしめることが出来ず、その結果として、それだけ立法府の不信任決議権の対象（客体）の範囲が制限せられたこととなり、結局のところ政府の議会にたいする地位の強化に役立つわけである。

- ① Glum ; a. a. O. , S. 307ff.
- ② Anschütz ; a. a. O. , S. 320.
- ③ C. Schmitt ; Verfassungslehre, 1928, S. 345. 参照。

ワイマール時代の末期において Schmitt がすでにつきのようになっているのは、早くもこのとき、ボン基本法における建設的不信任投票制度の採用を予言している如くに思われ、きわめて暗示的である。

「明らかに矛盾するような動機にもとづく不信任決議によって内閣は辞職するに及ばず、とくに議会が解散されるときはなおさらである。」と。

- ④ Anschütz ; a. a. O. , S. 321. Glum ; a. a. O. , S. 299.
- ⑤ Giese ; Staatsrecht, 1956, S. 187f.

3. フ ラ ン ス

1875年より1940年にいたる60余年の長きにわたりフランス政治制度の基盤となった第三共和国憲法は、それ以前の数個の理路整然とした憲法とは比べものにならないくらい粗末な立法であったにもかかわらず、明文を以て議院内閣制を規定した最初のものとして法制史上重大な意義を有する。

さて1940年この第三共和国の後に成立した、ナチスの傀儡政権たる権威制のヴィシー政権においては、議院内閣制が否定せられたのは当然であったが、第二次世界大戦後の1946年に成立した第四共和国憲法において復活した議院内閣制の規定には、いろいろの点で第三共和国の経験にたい

する反省のあとがあらわれている。

すなわち、第四共和国憲法において議院内閣制を規定した法文はつぎの如くである。

「第 45 条 ②（首相に）指名を受けた者は、その内閣の閣員を選定し、閣員の名簿を国民議会に知らせ、自己が遂行せんとする綱領及び政策について国民議会の信任を得るために国民議会に出席する。……………」

「第 48 条 ① 大臣は、国民議会にたいして、内閣の一般的政策については全体として、その一身上の行為については個別的に責任を負う。②大臣は、共和国参事院にたいしては、責任を負わない。」

さらに議院内閣制と関連して、議会で政府の信任問題を審議し、議決するにはつぎの如く特別の要件がみとめられている。

「第 49 条 ② 信任問題にたいする表決は、それが国民議会に提出されてから 24 時間経なければこれを行うことができない。……………」

「第 50 条 ① 国民議会が不信任の動議を議決すれば、内閣は、当然に総辞職する。②不信任の動議の表決は、信任の問題にたいする投票と同一の条件及び同一の方法でこれを行う。」

これらの規定によれば、要するに第四共和国憲法の議院内閣制においては、議会の有する政府不信任決議権にはなんらの制限も加えられていない。その上政府の議会解散権は非常に弱いものであったため（第四共和国憲法第 51 条）、小党分立の多党制の下に、議会の権力はますます増大してほとんど万能となり、政権の交替もしばしば行なわれて政局はこの上なく不安定となり、結局第三共和国の下における弊害を除去することは出来なかった。

このようにして、フランス第四共和国はそのはじめの例外的な期間をのぞき、議会において過半数を占める連立政権すなわち安定的多数派の形成に失敗し、その上年とともに議会政党の左右両翼への分極化現象も顕著となり、要するにドイツのワイマール共和国と同様の弊害、疾患になやまされた。しかしながら、フランス第四共和国においてはワイマール共和国と異なり、大統領にたいしてかかる事態を救済するための絶大なる権力が与

えられていなかったがために、後者に見られた如き大統領政治、大統領内閣への道を進むことはなかったのである。このドイツ、フランス両国間の相違点はまさに注目し得る。

かかる事情の下に 1955 年ごろ 政治制度の改革が考えられたとき、麻痺状態におちいった議会体制にたいする最後の特效薬としてアメリカ型の大統領制が考慮されたのであった。¹⁾ この頃より、フランス植民政策の瘤ともいべきアルジェリーの反乱は悪化し、政府は、内には政治制度の欠陥、外にはこの植民地問題に直面して周章狼狽その極に達したのであった。

このときにあたり、かねてよりこのような大統領制を主張していた、第二次世界大戦中のレジスタンス運動の立役者ドゴール將軍は、事態の收拾、政局の安定を期して出馬を決意し、ついに 1958 年 9 月 4 日準備してきた憲法草案を発表し人民投票を 9 月 28 日と定めた。この 1958 年 9 月 4 日こそ、まさにドゴールによる「第五共和国」の発足した日である。

さて第四共和国憲法において制度の中心は国民議会であったのにたいし、第五共和国憲法においては、フランスの制度は大統領を中心として動くこととなった。大統領は、第三共和国、第四共和国の下においては議会により選挙せられたのにたいし、第五共和国では、国会議員、県議員、海外領土の議会の議員、市町村会の代表者をふくむ選挙人団により選出せられる(第五共和国憲法第 6 条)。このようにして、選挙人の範囲が国会議員の他に大幅にひろげられ、ほとんど国民の直接選挙と同様になったことは、大統領の議会にたいする地位がそれだけ強化せられたこととなり、結局、大統領の権限の増大にともない、当然の結果としてそれだけ首相の権限は縮小されることとなったが、それと同時に、第四共和国において政府の活動を麻痺させた国会もまた、その権限を徹底的に制限せられ、政府をして自由にその実権を行使し活動せしめるようにした。

このような情勢に即応して、大統領の有する議会解散権も大幅に拡大せられてほとんど無制限となるとともに(第五共和国憲法第 12 条)、それに対抗する議会の政府不信任決議権もまたいぢるしく縮小されるに至り(第五共和国憲法第 49 条)、両々相まって大統領の独裁権の強化、議会

の権限の弱体化をもたらし、政権の強大化ひいては政局の安定化が期待されている。

さて、第五共和国憲法における議会の政府不信任決議権に関する規定はつぎの如くである。

「第 49 条、首相は、閣議の審議の後に、その綱領についてあるいは場合によっては一般政策の声明について、国民議会にたいして政府の責任をかける。

国民議会は、不信任動議の議決によって政府の責任を問う。そのような動議は、それが国民議会議員の少なくとも10分の1によって署名されるのでなければ受理されることができない。その議決は、その寄託後48時間の後でなければ行なわれない。国民議会を構成する議員の過半数においてはじめて採択される不信任動議にたいしては、賛成の投票だけが数えられる。もし不信任動議が否決されれば、その署名者は、次の項に規定される場合を除いて、同一会期中において新しい動議を提出することができない。

首相は、閣議の審議の後に、法文の議決について国民議会にたいして政府の責任をかけることができる。この場合、その法文は、続く24時間以内に寄託される不信任動議が前項に規定された条件において議決される場合をのぞいて、採択されたと見做される。

首相は、一般政策の声明の承認を元老院に要求する権能を持つ。」

この法文によれば、まず首相は内閣の綱領または一般政策について国民議会にたいし信任案を提出することになっているが、その表決手続については憲法がまったく沈黙を守り²⁾何の規定も存在しないのはまさに注目値する。

逆に国民議会の総議員の10分の1以上の議員の署名により提出される不信任案については、その提出後48時間を経過してから表決が行なわれ、国民議会の総議員の過半数の賛成によってのみ不信任案は可決される。

しかしながらここにおいては、この不信任決議に重大な制約が付されているのである。すなわち、もし不信任案が否決されたときには、総議員の

10分の1以上の不信任案提出者は、首相より出された議案に反対するため議会在政府不信任案を提出する場合をのぞいては、同一会期中に新しい動議を行うことが出来ないことになっている。かかる趣旨よりすれば、議員はその不信任案がその過半数をもって成立する十分な見通しと成算のない場合には、軽々に不信任案を提出することが出来ないこととなる。

このようにしてフランス第五共和国憲法において、議会の有する政府不信任決議権に加えられた重大な制約を西ドイツ共和国のボン基本法におけるそれと比較検討し、一言にしてその微妙な相違点を特色づけるならば、前者の制約の間接的、消極的であるのにたいし、後者のそれは直接的、積極的であるということが出来るであろう。この相違点が両国の政治制度あるいはその国民性と如何なる関連性を有するか、これは十二分に分析研究の対象たるに値するであろう。

つぎに首相は議案の表決に関し国民議会にたいし信任案を提出することが出来る。この場合、この議案は必ず採択されるように特別の考慮が払われている³⁾点にその特色がある。すなわち、国民議会がこの議案に反対しようとするとき、唯一の可能な手段はこの信任案の提出後24時間以内に逆に不信任案を提出してこれを可決することである。この不信任案を国民議会の総議員の過半数において可決した場合にのみ、国民議会はこの議案の採択に反対し得るのである。しかしながらこのとき、信任案とほとんど同時に表明された政府への不信任にたいし、大統領は国民議会の解散をもってこれに対抗し得る（第五共和国憲法第12条）。もちろん、すでにのべたようにこの大統領の議会解散権はほとんど無制限に強大なものであるから、それにたいする議会の政府不信任決議権は現実にはほとんど無に帰してしまふだろう。

さらに別の方面より国会の権限を縮小するために、その常会の期間は従来に比しいちじるしく短縮され（第五共和国憲法第28条）また議員より要求された臨時会の開催にも厳格な要件が付されている（同29条）。

このようにして、国会と政府との関係については、政府が自由に活動を行い得るよう、あらゆる点において国会の政府にたいする権限を徹底的に

縮小し国会の役割を制限する仕組になっているのである。かくして第四共和国憲法においては制度の中心が国民議会であったのにたいし、第五共和国憲法においてはフランスの政治制度は大統領を中心として動くようになったのである。

かくして要するに第五共和国において、議院内閣制の基礎を弱くし大統領の権限を強化し、いわば政治制度が極端より極端に移ったのは、第三共和国、第四共和国の下における議会の万能、政府の無力にもとづく政局の不安定にたいする反省によるものであるが、果たして、この新政権が発足以来10年足らずにして従来の積弊をのりこえ内外の事態収拾に成功するや否やは、ひとえに今後の施策の如何にかかっている。

① 野村敬造, 「フランス共和国新憲法」, ジュリスト, 1958年10月15日号, P. 48.

② 野村敬造, 前掲書, P. 50.

③ 野村敬造, 前掲書, P. 50.

4. む す び

以上、多年にわたり小党分立の多党制の下に行政府の弱体化にもとづく政局の不安定になやまされて来た国々の代表的存在と目されている、ドイツ、フランスの議会政治の変遷過程を歴史的に概観したのである。それとともにかかる情勢を背景として、ドイツ、フランス両国の議院内閣制が、前者においては、第一次世界大戦後のワイマール共和国よりヒトラーの独裁時代を経て第二次世界大戦後の西ドイツ共和国へ、後者においては、第三共和国より第二次世界大戦後の第四共和国を経て現在の第五共和国へと、それぞれ推移する間に如何なる変貌をとげるに至ったかに関し、比較法的考察をこころみたのであった。

要するに大局的にみるならば、すでにのべたように、ドイツ、フランス両国ともに、行政府を強化し政情の安定化を期するために立法府の権限が大幅に縮小されているが、とりわけその重要な一環として、議院内閣制の中心原則たる議会の政府不信任決議権が徹底的に制限されるに至っている。

しかしながら、このようにして両国においては議院内閣制の基礎が同様に弱化せしめられているとはいうものの、より微細にわたって比較検討を加えるならば、その不信任決議権の制限様式にある程度の相違点が見受けられる。しかしその制限様式は、すでにのべた如く簡単にいえば、ドイツ（西ドイツ共和国）が直接的、積極的であるのにたいし、フランス（第五共和国）は間接的、消極的であるといえるであろう。なおこの重要な点に関してはより詳細な研究を必要とするであろう。しかしこの研究は現在のところ、本稿の範囲外に属する。内外にわたる多数の学説の出現と相まって他日の研究課題としたい。